

令和4年3月25日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

受発注者一体となって工事等における事故撲滅を目指します
～令和4年度「工事等事故防止重点対策項目」を決定～

近畿地方整備局では、管内の発注工事及び現場作業を伴う業務（以下、「工事等」という。）における事故の安全対策強化を図るため、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、工事等における事故防止に取り組んでいるところです。

令和4年度においても、近年の事故発生状況等を鑑み、下記のとおり定めることとしましたので、お知らせいたします。

なお、工事等事故防止重点対策項目（5項目）に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。

◆令和4年度「工事等事故防止重点対策項目」◆

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故（継続）
2. 架空線に対する事故（継続）
3. 高所作業箇所からの墜落事故（継続）
4. 重機による施設及び作業員等との接触事故（継続）
5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故（継続）

令和4年度においては、近年の事故発生状況や公衆への影響、死亡等の重大な労働災害に繋がる可能性を考慮し、上記5項目について、より一層の事故防止に努めてまいります。また、事故防止において重要となる、作業員等への安全教育や現場の安全点検、第三者への安全対策の徹底について、受注者に対し、呼びかけを強化してまいります。

なお、本件については、近畿地方整備局HPに掲載するとともに、今後、建設関係業団体や工事関係の安全講習会等を通じて、周知を図ってまいります。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調査課

課長 田中 克己（内線3251）

課長補佐 菅沼 幸江（内線3252）

電話 06-6942-3826（直通）

令和4年度「工事等事故防止重点対策項目」と事故防止対策について

(令和4年3月 近畿地方整備局)

令和4年度は、下記の項目について、特に重点的な安全対策を講じ、工事等事故防止に万全を期することとします。各項目の事故防止にあたり、必要と考えられる対策について記載していますので、参考にしてください。

あわせて、工事等事故を防止するうえで重要となる、作業員等への安全教育や安全点検、第三者に対する安全対策の徹底についても適切に実施し、重大事故につながる危険要因の徹底的な排除に努めてください。

なお、工事等事故防止重点対策項目(5項目)に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

「地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故」は、これまでも重点対策項目に定め、具体の事故防止について特記仕様書に明記するなど、事故防止に努めてきましたが、未だに多数発生している状況です。

地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち、その有無について、図面等により照会を行い、必ず確認する。作業に支障となる地下埋設物の存在が予想される場合には、管理者に対し、必ず立会依頼を行う。

②試掘等の実施

作業に支障となる地下埋設物については、試掘等による目視確認を行う。現場状況により試掘が困難な場合は、他の確認方法について検討する。また、地下埋設物付近の掘削については人力作業とするなど、手順を具体的かつ明確にし、作業担当者への指導を徹底する。

③地下埋設物の明示と作業担当者への周知徹底

作業担当者等、工事関係者全員に地下埋設物の存在及び位置を周知徹底するため、現地にのぼり旗等で明示を行う。

④刃先監視員の配置

地下埋設物に近接する箇所で、重機による掘削作業を行う場合には、必要に応じて刃先監視員を配置する。

2. 架空線に対する事故

「架空線に対する事故」は、近年減少傾向にあるものの、継続して発生している状況です。

架空線に対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内及びその近傍にある架空線等の上空施設について、作業に先立ち、種類や必要離隔等を管理者に確認する。工事の資材置場や土砂仮置き場など工事現場から離れた場所や経路についても、支障となる上空施設がないか確認し、支障物がある場合は上記と同様の対応をとる。

②架空線等の明示と作業担当者への周知徹底

架空線等の上空施設に注意が向くよう、赤旗等による明示を行い、作業担当者等、工事関係者全員への周知、徹底を行うとともに、必要に応じ、防護カバーや高さ制限装置の設置、誘導員の配置等の安全対策を行う。

③建設機械及び車両移動時の指導徹底

架空線等上空施設近傍での移動にあたっては、必ずアームやブーム、荷台を下げてから行うよう、指導を徹底する。

3. 高所作業箇所からの墜落事故

「高所作業箇所からの墜落事故」は、令和3年度において死亡事故が発生しており、引き続き重点的な安全対策を講じる必要があります。

※高所作業箇所とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう。

高所作業箇所からの墜落事故防止に必要となる対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた墜落防止対策を講じる。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

②墜落制止用器具等の着用徹底

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者に対し、墜落制止用器具等の着用について、指導を徹底する。あわせて、適切な着用ができるよう、墜落防止設備を設置する。

③安全通路の設置

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者が安全に使用することのできる通路を設置するとともに、安全通路であることを表示する。

4. 重機による施設及び作業員等との接触事故

「重機による施設及び作業員等との事故」は、昨年度より減少傾向であるが、重大な労働災害が発生している状況です。

※施設とは、公共施設及び第三者施設をいう。ただし、架空線は除く。

※重機の転倒事故も含む。

重機による施設及び作業員等との接触事故防止に必要な対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた使用機械を選定する。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

②立入禁止範囲の明示

重機作業を行う際には立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③移動式クレーンの転倒防止

移動式クレーン作業計画書を定めるとともに、アウトリガーの張り出し等、適正な使用を徹底する。あわせて、吊り荷重量や定格荷重の超過について、確認体制を整え、転倒防止を徹底する。

5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

「資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故」は、令和3年度においても引き続き発生しており、重篤な労働災害も発生している状況です。

※壁等の倒壊による上方からの落下事故含む。

※強風による資材等の飛散事故含む。

※UAVの落下事故含む。

資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故防止に必要な対策

①上下作業の回避

上下作業は、飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため、極力避ける。やむを得ず上下作業を実施する場合は、事前打合せを十分に行い、留意点等を作業担当者に確実に伝達するとともに、防護措置を講じること。

②立入禁止範囲の明示

作業内容に応じ、立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③資材等の保管、仮置き、集積

資材等を保管、仮置き、集積する場合は、緊結、歯止め等の措置を講じるとともに、作業床端や開口部、法肩等の落下しやすい箇所では行わない。

④資材等の吊り作業(玉掛作業)

適切な機械の選定、有資格者の配置を徹底する。

⑤第三者に対する防護措置

現道又は民家等に近接している場所で工事を行う場合は、飛来落下や飛散防止措置を講じること。

その他、工事等事故防止に向けた留意事項

工事等事故の全般的な防止にあたっては、「作業員等への安全教育」や「安全点検」、「第三者に対する安全対策」の徹底も重要なポイントです。

下記内容については漏れなく実施し、実施状況や確認状況を書面で保管するようにしてください。

- ・作業手順や作業指示に関する打合せ
- ・作業当日のKYミーティング
- ・新規入場者に対する安全教育
- ・担当作業員、担当オペレータの保有資格等確認
- ・施工計画書等に記載された安全点検、安全巡視等
- ・現道工事等における第三者に対する作業内容等の案内
- ・第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

以上



令和4年度工事等事故防止重点対策項目と事故防止のポイント

①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 事前調査、試掘等の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 刃先監視員の配置検討

②架空線に対する事故

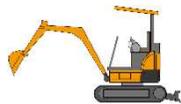
- 事前調査の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 建設機械及び車両移動時の指導徹底

③高所作業箇所からの墜落事故

- 適切な作業手順の検討
- 墜落制止用器具等の着用徹底
- 安全通路の設置

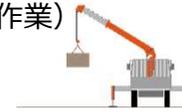
④重機による施設及び作業員等との接触事故

- 適切な作業手順の検討
- 立入禁止範囲の明示
- 移動式クレーンの転倒防止



⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下事故

- 上下作業の回避
- 立入禁止範囲の明示
- 資材等の保管、仮置き、集積
- 資材等の吊り作業（玉掛作業）
- 第三者に対する防護措置



その他留意事項～漏れなく実施、書面で保管～

- 作業手順や作業指示に関する打合せ
- 作業当日のKYミーティング
- 新規入場者に対する安全教育
- 担当作業員等の保有資格確認
- 施工計画書等に記載された安全点検、巡視等
- 現道工事等における第三者への作業内容案内
- 第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

ご活用
ください



工事等事故防止のための 安全教育資料

近畿地整HP「建設事故防止に向けて」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/index.html>

ニュースレター「あんぜん」

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/newsletter_anzen/index.html

事事故例集(令和元年度版)

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/qgl8vl0000004scc-att/r1jireisyuu.pdf>



The screenshot shows the website interface for the Kansai Regional Development Bureau. A red box highlights the '企業' (Company) menu item. Below it, a list of resources is displayed, with a red arrow pointing to the '建設事故防止に向けて' (Towards Construction Accident Prevention) section. This section includes links to newsletters, safety strategy support, and accident case collections for various years (Heisei 26, Heisei 29, Heisei 30, and Reiwa 1).